

令和8年度 本巢市水質検査計画

1 基本方針

水道水質検査の適正化と透明性を確保するため、水道水質検査計画を策定し、この計画にしたがって水質検査を実施します。

- (ア) 検査地点は、水質基準が適用される給水栓及び水源とします。
- (イ) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目等とします。
- (ウ) 検査項目及び検査頻度については、別添水質検査表のとおりとします。
- 給水栓では、水道法に基づき、色、濁り及び遊離残留塩素濃度の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号~イ)については、1日1回行います。
- また、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH、味、臭気、色度及び濁度等(水道法施行規則第15条第1項第3号~イ)の検査は、月1回行います。
- その他の項目の検査については、別添水質検査項目一覧表に掲げる検査頻度により行います。

2 水道施設の概要

＜施設＞

真正第1・第2ブロック	深井戸4井から取水し、真正第1、真正第2の二つの浄水場で塩素消毒を行い、配水池に貯水し配水ポンプで給水します。
糸貫ブロック	深井戸3井から取水し、糸貫浄水場で塩素消毒を行い、配水池に貯水し配水ポンプで給水します。
本巢ブロック	深井戸3井から取水し、本巢浄水場で塩素消毒を行い、配水池を経て自然流下で給水します。
神海ブロック	浅井戸1井から取水し、神海浄水場で膜ろ過と塩素消毒を行い、配水池を経て自然流下で給水します。
木知原ブロック	浅井戸2井から取水し、木知原浄水場で紫外線照射と塩素消毒を行い、配水池を経て自然流下で給水します。
外山ブロック	木倉の深井戸1井と川内の浅井戸1井から取水し、木倉浄水場で塩素消毒を行い、配水池を経て自然流下で給水します。
樽見ブロック	浅井戸1井から取水し、樽見浄水場で膜ろ過と塩素消毒を行い、配水池を経て自然流下で給水します。
神所・能郷ブロック	浅井戸2井から取水し、神所浄水場と能郷浄水場でそれぞれ膜ろ過と塩素消毒を行い、配水池を経て自然流下で給水します。

＜給水状況＞

給水区域(所在地)	真正地域	上真桑、下真桑、軽海、十四条、宗慶、小柿、政田、下福島、温井、海老、浅木
	糸貫地域	石神、上高屋、長屋、見延、数屋、有里、随原、屋井、七五三、早野、上保、郡府、北野、春近、石原、三橋、三橋一丁目、三橋二丁目、三橋三丁目、三橋四丁目、三橋五丁目、三橋鶴舞、仏生寺
	本巢(本巢・文殊地域)	曾井中島、山口の一部、法林寺の一部、文殊の一部
	本巢(神海地域)	佐原(一部を除く)、神海(一部を除く)
	本巢(木知原地域)	木知原(一部を除く)
	本巢(外山地域)	金原(一部を除く)、外山(一部を除く)
	根尾(樽見地域)	平野、高尾、水鳥、板所、川原、樽見、市場、東板屋、西板屋、日当
	根尾(神所地域)	神所、中、越卒、門脇、大井、八谷、長嶺、天神堂、長島、能郷
給 水 人 口	29, 907人	
計画1日最大給水量	17, 600m ³	
1日最大給水量	14, 451m ³	
1日平均給水量	12, 206m ³	

計画1日最大給水量以外の数値は令和6年度末の数値です。

＜浄水施設の概要＞

浄水場名	所在地	計画浄水量(m ³ /日)	浄水処理方法
真正第1浄水場	下真桑1063番地	6,194	塩素のみ
真正第2浄水場	浅木45番地3		塩素のみ
糸貫浄水場	長屋149番地2	6,682	塩素のみ
本巢浄水場	曾井中島197番地6	4,700	塩素のみ
神海浄水場	神海1299番地5	366	塩素・膜ろ過
木知原浄水場	木知原414番地7	177	塩素・紫外線照射
木倉浄水場	外山1005番地1	267	塩素のみ
樽見浄水場	根尾樽見3番地2	483	塩素・膜ろ過
神所浄水場	根尾神所220番地8	476	塩素・膜ろ過
能郷浄水場	根尾能郷120番地2		塩素・膜ろ過

＜配水系等と検査地点図＞

（配水系統と採水地点を示す図面を必ず添付する。略図可）

3 水道の原水及び浄水の水質状況及び水質管理上留意すべき事項

浄水場名	原水の種類	原水の水質状況	原水の汚染要因	浄水の水質状況
真正第1浄水場	第1水源（地下水120m）	深井戸で水質は良好	特になし	水質基準を十分満たしており、安全で良質な水
	第2水源（地下水120m）	深井戸で水質は良好	特になし	
真正第2浄水場	第1水源（地下水120m）	深井戸で水質は良好	特になし	水質基準を十分満たしており、安全で良質な水
	第2水源（地下水120m）	深井戸で水質は良好	特になし	
糸貫浄水場	第1水源（地下水67m）	深井戸で水質は良好	地質由来の硬度	水質基準を十分満たしており、安全で良質な水
	第2水源（地下水100m）	深井戸で水質は良好	地質由来の硬度	
	第3水源（地下水80m）	深井戸で水質は良好	地質由来の硬度	
本巢浄水場	第1水源（地下水70m）	深井戸で水質は良好	地質由来の硬度	水質基準を十分満たしており、安全で良質な水
	第2水源（地下水70m）	深井戸で水質は良好	地質由来の硬度	
	第3水源（地下水80m）	深井戸で水質は良好	地質由来の硬度	
神海浄水場	神海水源（地下水7.7m）	浅井戸で水質は良好	細菌類の混入	水質基準を十分満たしており、安全で良質な水
木知原浄水場	第1水源（地下水14m）	浅井戸で水質は良好	細菌類の混入	水質基準を十分満たしており、安全で良質な水
	第2水源（地下水23m）	浅井戸で水質は良好	細菌類の混入	
木倉浄水場	木倉水源（地下水40m）	深井戸で水質は良好	特になし	水質基準を十分満たしており、安全で良質な水
	新川内水源（地下水30m）	浅井戸で水質は良好	ゴルフ場農薬の混入	
樽見浄水場	第2水源（地下水10m） （R9年度以降稼働予定）	浅井戸で水質は良好	地質由来の硬度・細菌類の混入	水質基準を十分満たしており、安全で良質な水
	第3水源（地下水17.5m）	浅井戸で水質は良好	地質由来の硬度・細菌類の混入	
神所浄水場	神所水源（地下水7.5m）	浅井戸で水質は良好	地質由来の硬度・細菌類の混入	水質基準を十分満たしており、安全で良質な水
能郷浄水場	能郷水源（地下水10m）	浅井戸で水質は良好	地質由来の硬度・細菌類の混入	水質基準を十分満たしており、安全で良質な水

4 水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由

水質検査を行う項目、採水地点、採水頻度及びその理由は、別表1 水質検査項目一覧表に記載。

5 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、次の場合に行う。

（ア）水源の水質が著しく悪化したとき。

（イ）水源に異常があったとき。

（ウ）水道利用者で消化器系感染症が流行したとき。

（エ）浄水過程に異常があったとき。

（オ）配水管の大規模な工事をしたとき。

（カ）その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。

その際の水質検査を行う項目は、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物（TOC）、pH値、味、臭気、色度、濁度の9項目とする。

6 水質検査の方法

水道法第20条第1項同施行規則第15条に基づく浄水検査及びクリプトスポリジウム対策指針等に基づく原水検査については、水道法第20条第3項に規定する登録検査機関に検査を委託して実施します。

7 水質検査の委託の範囲

本巢市水道

8 委託した検査の実施状況の確認方法

検査機関より浄水及び原水の採水時間報告書を徴取しています。原水については、取水ポンプ操作のため市職員が検査に同行しています。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

令和8年度の水質検査計画は、ホームページに掲載して公表します。

令和7年度の水質検査結果についても、ホームページに掲載して公表します。

利用者からの質問、意見等については、電子メールや電話などで担当者が受け付けし、お答えします。

10 関係機関との連携等

（ア）水質検査委託検査機関から検査結果の報告があった際には、直ちにその結果を評価します。

また、不適項目があった場合にはその原因究明に努める等適切に対処します。

なお、その際必要に応じ、保健所、委託検査機関から指導、助言を受けながら実施します。

（イ）年間の水質検査結果が判明した時点で、結果を総合的に判断し、必要に応じ水質検査計画の見直し等を行います。

（ウ）水質検査計画に基づく検査の実施等については、委託登録検査機関と連携を図り実施します。

（エ）水源周辺地域において、水質汚染事故の発生を認めた場合には、保健所に情報提供するとともに、必要な浄水処理を行います。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	本巢市					水道技術管理者名	
浄水場名	糸貫浄水場						
採水の場所(住所及び施設名)	本巢市三橋(商工会館)						
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他		健康診断(検便)実施月	
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目	4月
水質検査委託機関名称						2回目	10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下が安全確認のため
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可。 R11年度から過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下なら省略可
21 ベンゼン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過
41 蒸発残留物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
46 フェノール類	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
項目数		9	24	9	9	24	9	9	52	9	9	24	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	本市					水道技術管理者名
浄水場名	真正第1浄水場					
採水の場所(住所及び施設名)	本市下真桑178-1(真桑幼稚園)					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他		健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 4月
水質検査委託機関名称						2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下だが安全確認のため
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可。 R11年度から過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下なら省略可
21 ベンゼン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
41 蒸発残留物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
46 フェノール類	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
項目数		9	23	9	9	23	9	9	52	9	9	23	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	本州市					水道技術管理者名
浄水場名	真正第2浄水場					
採水の場所(住所及び施設名)	本州市国領148(弾正幼稚園)					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他		健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 4月
水質検査委託機関名称						2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下が安全確認のため
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可。 R11年度から過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下なら省略可
21 ベンゼン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
41 蒸発残留物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
46 フェノール類	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
項目数		9	23	9	9	23	9	9	52	9	9	23	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	本巣市					水道技術管理者名	
浄水場名	本巣浄水場						
採水の場所(住所及び施設名)	本巣市山口559(山口公民館)						
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他		健康診断(検便)実施月	
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目	4月
水質検査委託機関名称						2回目	10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果は基準値の1/5以下だが安全確認のため
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可。 R11年度から過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下なら省略可
21 ベンゼン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
41 蒸発残留物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
46 フェノール類	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
項目数		9	23	9	9	23	9	9	52	9	9	23	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	本巢市					水道技術管理者名
浄水場名	本巢浄水場					
採水の場所(住所及び施設名)	本巢市文殊1579-8(宝珠ハイツ地内パンダ公園)					
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他		健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目 4月
水質検査委託機関名称						2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下が安全確認のため
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可。 R11年度から過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下なら省略可
21 ベンゼン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
41 蒸発残留物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
46 フェノール類	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
項目数		9	23	9	9	23	9	9	52	9	9	23	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	本巢市					水道技術管理者名	
浄水場名	木倉浄水場						
採水の場所(住所及び施設名)	本巢市外山448-4(木倉公民館)						
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他		健康診断(検便)実施月	
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	1回目	4月
水質検査委託機関名称						2回目	10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下が安全確認のため
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可。 R11年度から過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下なら省略可
21 ベンゼン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
41 蒸発残留物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
46 フェノール類	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
項目数		9	23	9	9	23	9	9	52	9	9	23	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	本巣市				水道技術管理者名
浄水場名	神海浄水場				
採水の場所(住所及び施設名)	本巣市神海459-1(神海幼稚園)				
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	1回目 4月
水質検査委託機関名称					2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果は基準値の1/5以下だが安全確認のため
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可。 R11年度から過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下なら省略可
21 ベンゼン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブromクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブromクロロメタン、ブromジクロロメタン及びブromホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブromジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 ブromホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
41 蒸発残留物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
46 フェノール類	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
項目数		9	23	9	9	23	9	9	52	9	9	23	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	本巣市	水道技術管理者名
浄水場名	木知原浄水場	
採水の場所(住所及び施設名)	本巣市木知原27-1(木知原出荷場)	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他(紫外線滅菌稼働)	1回目 4月
水質検査委託機関名称		2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下だが安全確認のため
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
15 1,4-ジオキサン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可。 R11年度から過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下なら省略可
21 ベンゼン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
41 蒸発残留物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 1,2,7-トリメチルピシクロ[2,2,1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
46 フェノール類	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
項目数		9	23	9	9	23	9	9	52	9	9	23	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	本巣市				水道技術管理者名
浄水場名	樽見浄水場				
採水の場所(住所及び施設名)	本巣市根尾樽見80(根尾診療所)				
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	1回目 4月
水質検査委託機関名称					2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下が安全確認のため
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可。R11年度から過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下なら省略可
21 ベンゼン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過
41 蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
46 フェノール類	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
項目数		9	25	9	9	25	9	9	52	9	9	25	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	本巣市				水道技術管理者名
浄水場名	樽見浄水場				
採水の場所(住所及び施設名)	本巣市日当1144(日当公民館)				
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	1回目 4月
水質検査委託機関名称					2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下が安全確認のため
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可。R11年度から過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下なら省略可
21 ベンゼン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過
41 蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
46 フェノール類	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
項目数		9	25	9	9	25	9	9	52	9	9	25	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	本巣市	水道技術管理者名
浄水場名	神所浄水場	
採水の場所（住所及び施設名）	本巣市根尾門脇433-3（道の駅うすずみ桜の里ねお） （備考：門脇配水池経由後の給水栓）	
水源種別	地下水 表流水 湧き水 その他	健康診断（検便）実施月
浄水方法	塩素滅菌 緩速ろ過 急速ろ過 膜ろ過 その他	1回目 4月
水質検査委託機関名称		2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下だが安全確認のため
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
16 シス-1・2-ジクロロエチレン及びトランス-1・2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可。 R11年度から過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下なら省略可
21 ベンゼン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン（クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 ブロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等（硬度）	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過
41 蒸発残留物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール（別名 ジェオスミン）	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 1・2・7-トリメチルビシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール（別名 2-メチルイソボルネオール）	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
46 フェノール類	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
47 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
項目数		9	24	9	9	24	9	9	52	9	9	24	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

令和8年度 浄水水質検査計画表（別表1）

水道事業名	本巢市				水道技術管理者名
浄水場名	能郷浄水場				
採水の場所(住所及び施設名)	本巢市根尾長嶺257-6(長嶺集会所)				
水源種別	地下水	表流水	湧き水	その他	健康診断(検便)実施月
浄水方法	塩素滅菌	緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	1回目 4月
水質検査委託機関名称					2回目 10月

水質基準項目	検査回数	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年間	根 拠 ※1
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
4 水銀及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
5 セレン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
6 鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
7 ヒ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
8 六価クロム化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
9 亜硝酸態窒素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
10 シアン化物イオン及び塩化シアン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果は基準値の1/5以下だが安全確認のため
12 フッ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
13 ホウ素及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
14 四塩化炭素	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
15 1・4-ジオキサン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
17 ジクロロメタン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可。 R11年度から過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下なら省略可
21 ベンゼン	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
22 塩素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 クロロホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 ジブロモクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 臭素酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン及びプロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモジクロロメタン	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 プロモホルム	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	3ヶ月に1回省略不可
33 亜鉛及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
34 アルミニウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
35 鉄及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
36 銅及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
37 ナトリウム及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
38 マンガン及びその化合物	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
39 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過
41 蒸発残留物	3ヶ月毎		○			○			○			○		4	過去3年間の検査結果が基準値の1/5超過
42 陰イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
43 (4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4,8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール(別名 ジェオスミン)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
44 1・2・7・-テトラメチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール(別名 2-メチルイソボルネオール)	年1回								○					1	過去の検査結果が基準値の1/2以下で停滞しやすい水域を水源としていないため省略。確認のため
45 非イオン界面活性剤	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
46 フェノール類	年1回								○					1	過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下
47 有機物(全有機炭素(TOC)の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
48 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
49 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
50 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
51 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
52 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないため検査回数の減不可
項目数		9	25	9	9	25	9	9	52	9	9	25	9		

※1 検査回数省略場合は根拠を記入すること。ただし年に1回以上は全項目検査を実施することを推奨する。

○原水水質検査計画（別表2）
（水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針による原水検査等）

水道事業名	浄水場名並び水源名	水源種別 (被圧地下水 ・ 地表水 ・ 被圧地下水以外の地下水等)	浄水方法	過去の指 標菌の検 出の有無	リスク レベル	原水等の検査			備 考
						指標菌	クリプトスポリジウム等	全項目検 査実施月	
						頻 度 回／年	頻 度 回／年		
本巢市水道事業	糸貫浄水場第1・2・3水源	被圧地下水	塩素滅菌	無	L1	12 (4回/年×3ヶ所)	0	9	L1だが、水質検査等はL2 にて対応する。
	真正第1浄水場第1・2取水井	被圧地下水	塩素滅菌	無	L1	8 (4回/年×2ヶ所)	0	9	L1だが、水質検査等はL2 にて対応する。
	真正第2浄水場第1・2取水井	被圧地下水	塩素滅菌	無	L1	8 (4回/年×2ヶ所)	0	9	L1だが、水質検査等はL2 にて対応する。
	本巢浄水場(第1・2・3水源)	被圧地下水	塩素滅菌	無	L1	12 (4回/年×3ヶ所)	0	9	L1だが、水質検査等はL2 にて対応する。
	木倉浄水場新川内水源	被圧地下水以外の地下水	塩素滅菌	無	L2	4	0	9	
	木倉浄水場木倉水源	被圧地下水	塩素滅菌	無	L1	4	0	9	L1だが、水質検査等はL2 にて対応する。
	神海浄水場神海水源	被圧地下水以外の地下水	膜ろ過・塩素滅菌	無	L2	4	0	9	
	木知原浄水場木知原第1水源	被圧地下水以外の地下水	塩素滅菌 (紫外線滅菌)	有	L3	4	1	9	
	木知原浄水場木知原第2水源	被圧地下水以外の地下水	塩素滅菌 (紫外線滅菌)	無	L2	4	1	9	
	樽見浄水場樽見水源第2・3水源	被圧地下水以外の地下水	膜ろ過・塩素滅菌	有	L3	4 (4回/年×1ヶ所)	1 (1回/年×1ヶ所)	9	樽見水源第2水源は、R9 年度以降稼働予定のため、 R8年度は検査なし。
	神所浄水場神所水源・能郷水源	被圧地下水以外の地下水	膜ろ過・塩素滅菌	有	L3	8 (4回/年×2ヶ所)	2 (1回/年×2ヶ所)	9	

※常時使用する全ての水源について記入すること。

○ゴルフ場農薬に係る水道水検査（別表3）

水道名	水源の 名 称	水 源 種 類	検査対象農薬名（商品名）			検 査 月			関係ゴルフ場名	備 考
			殺 菌 剤	殺 虫 剤	除 草 剤	第1回	第2回	第3回		
本巣市水道事業 （外山ブロック）	新川内水源	深井戸	ジチオカルバメート系農薬 オキシシン銅			6月	9月	12月	本巣カントリークラブ	

○ダイオキシン類検査（別表4）

水道事業名 (水源名等も記入)	ダイオキシン類			備考
	原水・浄水の別	頻 度		
		毎月	回／年	

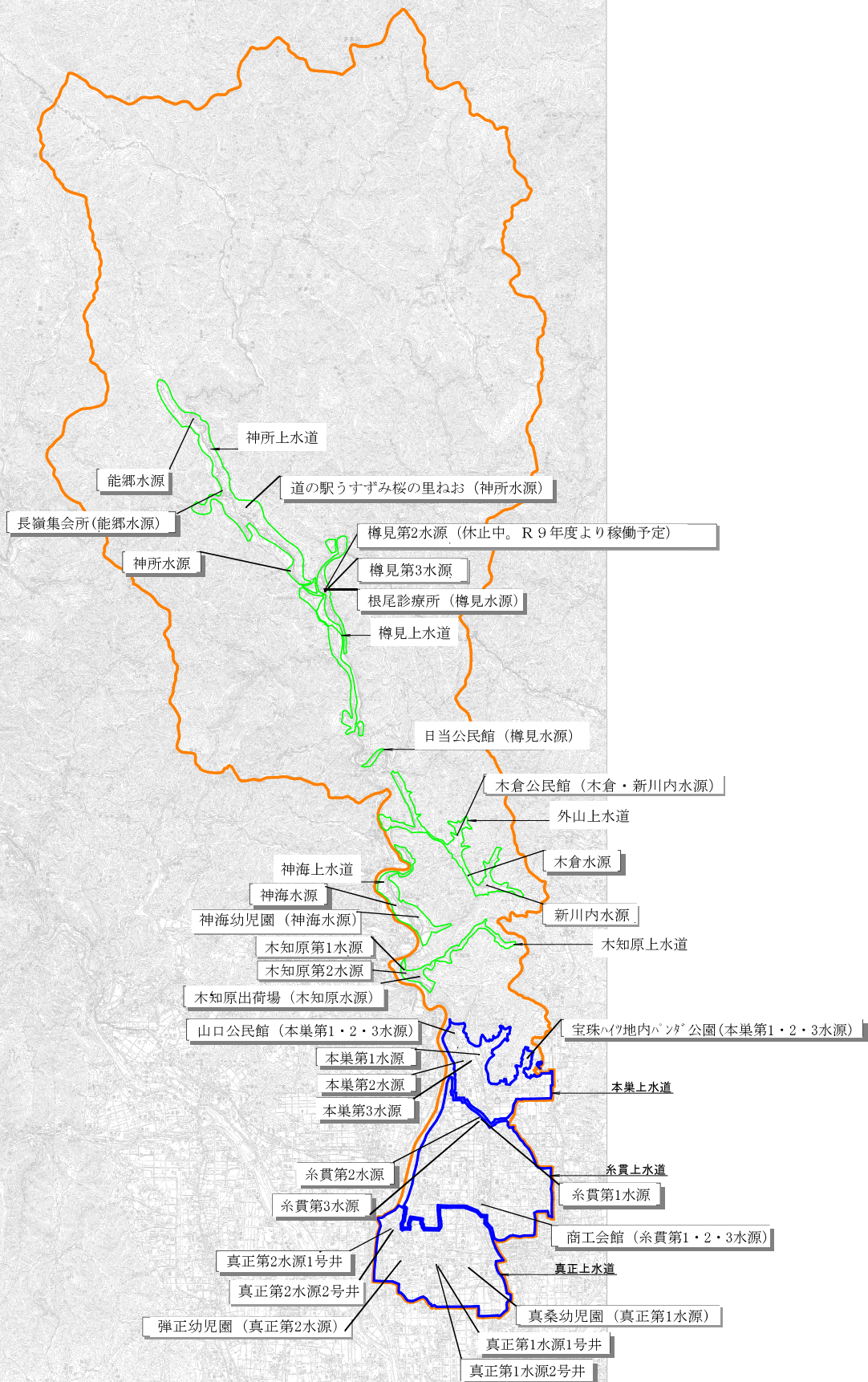
○水源選定及び給水開始前全項目検査（別表5）

区分 年 月	水 源 選 定		給 水 開 始 前		備考
	水道名	件数	水道名	件数	
年 月					
年 月					
年 月					

○水質管理目標設定項目検査計画(別表6)

No	水道事業名	浄水場名並び水源名	原水・浄水の別	検査項目	検査予定月 ○月、○月、○月・・・ (未定の場合は検査頻度)	備考
1	本巢市水道事業	糸貫浄水場(第1水源)	原水	16項目	9月	原水全項目検査に合わせて実施
2	本巢市水道事業	糸貫浄水場(第1水源)	原水	農薬類 20項目	9月	原水全項目検査に合わせて実施
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

図1 採水地点（原水・浄水）位置図 S=1:50,000 (A0用紙)



凡	例
行政区域	—
上水道区域	—
灌漑水道区域	—

事業名	
計画名称	給水区域図
工事箇所	
縮尺	1:50,000 (A0用紙)
計画番号	
本	本
市	市

1:50,000